

第22期第18回網走海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和5年5月1日(月) 13時30分～14時00分

2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室

3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、
石館正也、鈴木英樹、飯田弘明、元角文雄、
石塚治、馬場浩一、石本武男、阿部興志輝、
大澤真人、深山和彦(以上14名)

4 欠席委員 片川隆市(以上1名)

5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 水産課課長 伊藤智英
漁業管理係長 村上寿一

6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
主 事 竹田龍星

7 議題

議案第1号 定置漁業権相続人の適格性について(答申)

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)

議案第3号 公聴会の開催について

議案第4号 委員の辞任について

8 報告事項

報告第1号 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

報告第2号 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

事務局長 定刻となりましたので、ただ今から、第22期第18回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。開会にあたりまして会長から一言ご挨拶を申し上げます。

会長 開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様には連休中であるにも関わらず出席して頂きありがとうございます

ます。また、オホーツク総合振興局から伊藤水産課長、村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

今日から5月を迎え毛がにが、組合事にほぼノルマを達成し、ホタテに関しては順調に漁場整備が出来ていると聞いております。また、組合によっては稚貝放流が始まっているということです。昨年は、ホタテガイの高単価や秋さけの好漁により管内の水揚げ金額が最高となりましたが、今年も引き続き豊漁となるように願っているところです。

一方で、能取湖の養殖稚貝が大量にへい死しており地元漁業協同組合や関係機関で原因の究明や対応策が検討されているようですが、今後のホタテガイ漁業への影響が心配されるところであります。

また本日は、新しく海区委員に任命された石館正也（いしだて まさなり）委員をご紹介したいと思います。石館委員におかれましては、昨年11月に清野委員が辞任されたことに伴い、道より令和5年3月9日付けで、網走海区漁業調整委員会委員に任命されました。後ほど、石館委員より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

さて、本日の委員会ですが、議案が4件、報告事項が2件となっております。

委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局長

次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。

臨席者紹介（オホーツク総合振興局伊藤水産課長、村上漁業管理係長）

また先ほど会長のご挨拶でもご紹介されましたが、新しく海区委員に任命されました石館委員よりご挨拶を頂戴したいと思います。

石館委員

西網走漁業協同組合の石館と申します。何卒不慣れでございますけども精一杯務めさせて頂くので、よろしくお願い致します。

事務局長

石館委員ありがとうございました。

また、4月1日付けで竹田主事が新規採用職員として事務局に参りましたので、紹介させていただきます。

竹田主事

竹田です。よろしくお願い致します。

事務局長

次に、出席人員の報告をします。定員15名中、本日の出席委員は14名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願い致します。

会長、よろしくお願い致します。

会 長

それでは、これより会議に入ります。

まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名します。

それでは、深山委員と飯田委員に議事録の署名をお願い致します。

では、これより議事に入ります。議案第1号、「定置漁業権相続人の適格性について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、北見市常呂町の根本彩由美（ねもと さゆみ）から北海道知事に、相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届け出があり、これを受けて知事から当委員会に対し、届出人に係る適格性について、諮問があったものです。

ここで事務局から一点訂正となりますが、根本の字が根元になっておりますが正しいのは本の方になります。

届け出の内容は、常さけ定第2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、常小さけ定第2号、3号、常さけ・ます定第さけ定第5号、6号、7号、9号、11号、17号、18号、19号、20号、21号の持分1/130を前権利者の根本晃（ねもと あきら）から、相続人 根本彩由美（ねもろ さゆみ）が相続したというものです。

添付資料として、1ページに「知事からの諮問文の写し」、2ページに相続人と被相続人との関係を示した「法定相続情報」を添付していますが、こちらにありますとおり被相続人の根本晃（ねもと あきら）は、妻の彩由美（さゆみ）と長女の田安弥子（たやす やこ）、次女の坂本志帆（さかもと しほ）、長男の敬仁（けいと）、長女の心々美（ここみ）がおります。

資料3ページの5名による「財産分割協議書」のとおり彩由美が持ち分を相続することについて同意が整っています。

資料の4ページから22ページまでが根本彩由美の持分取得届、23ページから25ページまで、「相続する漁業権の内容」としまして、免許状の写しを抜粋して添付していますので、後ほどお目通し願います。

なお、免許状での、根本 晃（ねもと あきら）の持分は1/136と記載されておりますが、資料26、27ページにありますとおり、令和2年4月10日と令和3年3月3日に持分変更が行われ、現在の持分は1/130となっております。

また、28ページに相続人 根本彩由美より提出された「免許についての適格性に関する誓約書」を添付しており、その中で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号のいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しています。

なお漁業法80条において「相続又は法人の合併若しくは分割によって個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されておりますが、本件はこの期間を経過しております。これは、29ページの根本彩由美から提出された遅延理由書にありますとおり、相続権利者間の協議に時間を要したことによります。

以上で説明を終わります。

適格性の有無につきまして、よろしくご審議の程をお願い致します。

会 長

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

高桑委員	相続人の根本彩由美は、ただ今事務局から説明があった経緯にあり、適格性があるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
会 長	高桑委員より、相続人は適格性を有するとのご発言がありましたが、他にご意見はありませんか。
一 同	発言なし
会 長	それでは、相続人は適格性があるものと認め、その旨、知事に答申することとして、よろしいですか。
一 同	異議なし
会 長	それでは、そのように決定します。 次に、議案第2号、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」上程します。 事務局から内容を説明してください。
事務局長	議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。 議案第2号は、機船船びき網漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。 機船船びき網漁業は、令和5年8月31日で許可期間が満了となることから、許可の更新が必要となりますが、改正漁業法では、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。 この公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされていることから、資料1ページ目のとおり、北海道知事から網走海区業調整委員会に諮問がございました。 制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議願います。
漁業管理係長	議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間と許可等の基準について、説明させていただきます。 お手元の資料の2ページ目をご覧ください。機船船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間の公示案になります。 表の中にあります制限措置の内容ですが、左から（1）漁業種類は、機船船びき網漁業。（2）操業区域は、オホーツク総合振興局管内沖合海のうち網海共第14号共同漁業漁場区域。（3）漁業時期は、毎年9月1日から12月31日まで。（4）許可等をすべき船舶等の数は、13隻〔網走漁協：13隻〕としており、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮し現状の許可隻数を維持する考えです。（5）船舶の総トン数は、5トン未満。（6）漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者（1）から（6）まで現許可から変更はありません。（7）申請すべき期間は、令和5

年7月1日から同年7月31日までを予定しております。備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しております。

3ページ目をご覧ください。当許可は漁業法改正後、今回が初めての一斉更新になります。そのため許可等の基準を事前に決めるものです。許可等の基準は、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくかの基準となるもので、この基準も公平でなければならないとされています。

この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則において規定されています。

この許可の基準は、当該知事許可漁業の状況を勘案して定められる規定になっているので、漁業ごとで設定できますが、現在のところすべての漁業で共通した内容としている。内容につきましては、第1順位が操業実績者、第2順位が操業実績者であり漁業法令に違反があるもの第3～5位は新規者となりますが、第3順位は従前許可の許可期間満了日において現に有効な当該許可を有する者、第4順位は同じく許可を有する者ですが漁業法令に違反がある者となっております。

第5位は申請者の漁業経験、住所要件を勘案した配点方式により許可者を決定いたします。同点になった場合はくじ引きにより許可者を決定します

この許可の基準も、制限措置と同様に公平な基準でなければならないが、道としては、北海道の漁業には、既存漁業者（許可受有者）の安定的・継続的な経営が最も重要と考えております。

このため、許可の基準では、まず、第一に許可受有者を優先的に許可した上、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可する考えです。

諮問内容の説明につきましては以上となりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

会 長 ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

会 長 特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

一 同 異議なし

会 長 それでは、そのように決定します。
次に、議案第3号「公聴会の開催について」上程します。
事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

共同漁業権及び区画漁業権につきましては、令和5年に現在の免許期間が満了となることから、漁業権の切替えに向けて、漁場計画の策定をすすめているところです。

その経過につきましては、資料の表紙に記載しておりますとおり令和4年11月7日に開催しました第13回委員会で、草案を令和5年1月30日に開催しました第16回委員会で、素案を令和5年3月10日に開催しました第17回委員会で、最終案を協議し、その後、道において案を作成し、利害関係人の意見聴取が行われました。

この意見聴取では、特に意見がなかったことから、資料1ページ目のとおり道から網走海区漁業調整委員会に漁場計画案についての諮問があったところです。

この諮問に対する答申にあたっては、漁業法第64条第5項において、公聴会を開催し、関係者の意見を聴いた上で審議するように定められております。

このため、公聴会の開催にあたり公聴会規程第2条に基づき、本日の委員会で、その開催日程を議決して頂くものです。資料2ページの公聴会の日程案をご覧ください。

5月11日（木）と12日（金）の2日間で開催するもので、11日が斜里町から湧別町、12日が紋別市から雄武町の8つの会場で開催する予定です。

なお、この公聴会に出席して頂く委員ですが、阿部会長のほか、地元及び近隣在住の委員を考慮しておりますので、日程調整について、よろしくお願い致します。

また、諮問された漁場計画（案）の内容は、資料4～12ページとなります。共同・区画漁業権とも免許予定日は令和5年9月1日、申請期間は令和5年6月11日から7月10日午後5時までとなっております。

免許の期間は、共同漁業権が免許の日から令和15年8月31日まで、区画漁業権が令和10年8月31日までと定められました。その他の漁場計画の内容については、先に道へ協議頂きました最終案から変更はございませんので、この場での説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

また、資料の13～16ページには、網海共第19号と斜海区第1号の漁場図を添付しております。網海区第19号は海域を拡大し、斜海区第1号は今次切替で新規に設定された漁場となります。

それ以外の漁場につきましては、従前から変更がありませんので今回は資料の添付を割愛しております。

以上で説明を終わります。公聴会の開催日程について、よろしくご審議の程をお願い致します。

会 長

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同

発言なし

会 長 特に無い様ですので、公聴会については、この内容のとおり開催することとし、決定してもよろしいでしょうか。

一 同 異議無し

会 長 それでは、そのように決定します。
次に、議案第4号「委員の辞任について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。
資料1ページのとおり、片川隆市委員から令和5年3月14日付けで、一身上の都合により委員を辞任する旨の届出がございました。
漁業法第百四十一条、「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。
このことから、片川委員の辞任について、委員会の同意について、ご審議をお願いします。

会 長 ただ今説明がありました、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一 同 発言なし

会 長 特に無い様ですので、片川委員の辞任について、同意することとして、よろしいでしょうか

一 同 異議なし

会 長 それでは、そのように決定します。次に、報告第1号「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」及び報告第2号「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」ご報告します。
どちらも、資源管理の状況等の報告となりますのでまとめてご報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 報告第1号の資料をご覧ください。
1ページにありますとおり令和5年3月31日付け漁管第2874号により北海道知事から共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等について報告がありました。
改正漁業法では、漁業権者の責務として同法第74条により「漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。」とされました。
このことに伴い、同法第90条で「漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の

活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。」こととされ、「都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、この報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」と「都道府県知事は、海区漁業調整委員会に報告を受けた事項について報告すること」が定められました。

今回の報告はこれらの規定に基づくもので、報告の対象となったのは、令和3年漁期の共同漁業権及び区画漁業権となります。

共同漁業権については漁業権数が40件で、179の魚種、漁業種類が対象となっております。

資源管理の取組については、すべて適切と認められておりますが、漁場の活用状況については、適切かつ有効と認められるものが111件、適切かつ有効と認められないとされているものが、68件となっております。

区画漁業権については、漁業件数8件で、10魚種が対象となっており、資源管理の取組については、すべて適切と認められておりますが、漁場の活用状況については、適切かつ有効と認められるものが9件、適切かつ有効と認められないとされているものが、1件となっております。

なお、今回の報告において、漁業法第91条に基づく指導・勧告を行う予定はない旨、道から報告を受けております。

以上が、報告第1号共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告についての説明となります。

次に報告第2号の資料をご覧ください。1ページにありますとおり令和5年4月7日付け漁管第51号により北海道知事から定置漁業権に係る資源管理の状況等について報告がありました。

改正漁業法では、漁業権者の責務として同法第74条により「漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。」とされました。

このことに伴い、同法第90条で「漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。」こととされ、「都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、この報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」と「都道府県知事は、海区漁業調整委員会に報告を受けた事項について報告すること」が定められました。

今回の報告はこれらの規定に基づくもので、報告の対象となったのは、令和3年度の秋さけ定置以外の定置漁業権の165件で、すべてさけ・ます定置となります。

165件のうち、1件を除き資源管理の取組状況は、「資源管理に適切な取り組みられている」となっており、漁場の活用状況は、「適切かつ有効に漁場が活用されている」と認められております。

残り1件につきましては、休業のため、漁場の活用状況が「合理的な理由無く休業しているため、適切かつ有効に活用されていると認められない。適切かつ有効に活用されていないことが漁業権者の責によるものと認められない」とされております。

なお、今回は法第91条第1項の指導に該当するものはなく、報告のみであると道より連絡を受けております。

以上が、報告第2号定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告についての説明となります。

会 長 ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 発言なし

会 長 以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。
それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

一 同 発言なし

会 長 それではこれで本日の委員会を終了いたします。

(終了)